

意見陳述書

2021年3月22日

富山地方裁判所 御中

原告 林 秀樹

林秀樹と申します。

職業は、自営で設備設計事務所をやっております、仕事の内容は、下水道・産業廃水・ごみ処理場などの汚水処理プラントの設計です。現在69才です。

今回、北陸電力の株主として志賀原発の差止めを社長などに求める訴訟に原告として参加するに至った経過や思いについて、陳述する機会をいただけることに感謝いたします。

北陸電力の株主として株主総会に参加

私は1990年に北陸電力の株主となり、その年の株主総会に初めて参加しました。それまで北陸電力は、志賀原発の危険性などについての富山・石川の住民の意見にも聞く耳を持たず、1988年12月に志賀原発1号機の建設工事を開始しました。そこで、会社経営陣に私達の意見や不安な思いや質問を直接届ける唯一の方法として、北陸電力の株主になって、株主総会に参加することにしました。

初めの頃は、会場の約800人の株主の中で私達が20人程度で、すごいヤジを浴びて意見・質問を言うという状態でしたが、今はヤジは少なくなりました。その一方で、私達の発言に対して会場の株主が拍手したり、自らも発言するなどの変化も出てきました。

ただ、株主の質問に対して取締役がまともに答弁しない状態が続いています。たとえば「志賀原発の安全対策工事などにいくら掛かるのか？」との質問に対して、社長らは「1千億台の後半」と言うのみで具体的に答弁しない状態を5年以上も続けています。北陸電力以外はほとんどが公表しているのに。

また、志賀原発2号機は設備利用率が極めて低く、4000億円以上かかった建設費や約2000億円の安全対策工事費などを回収できるのかなどについて、株主が質問しても、取締役らは「再稼働すれば回収できる」と答弁するのみで、「稼働率何%で何年稼働すれば回収できると見込んでいるのか」と具体的に質問しても、まったく回答しません。

株主提案権を取得して脱原発議案を提出へ

2011年3月11日に東日本大震災、そして福島原発事故が起こりました。あれから10年経ちましたが、汚染水も未解決、そもそもメルトダウンの原因さえ分からないのです。「原発を廃炉にしないと、日本は滅びる。」と人々の意識は大きく変わりました。

志賀原発は福島原発と同じ沸騰水型で、しかも志賀1号機の原子炉格納容器は福島原発と同じマーク1型であるにもかかわらず、2012年に北陸電力は志賀原発再稼働方針を表明しました。私達は株主総会で、再三にわたり、福島原発事故の実態や被害の状況などを直視し、教訓とすべきであることを指摘しましたが、社長らは福島事故と向き合おうとしませんでした。

そこで2014年に、会社法の規定に基づき、少数株主の権利行使として3万株以上の

株主の賛同を得て株主総会に脱原発議案などの議案を株主提案することにしました。2014年の株主総会には、3万3200株、48名の共同提案で「脱原発」「廃炉本部設置」「再処理禁止」「女性取締役増加等」「役員報酬個別開示」の5つの議案を提出することができました。以後、毎年の株主総会で株主提案を実施しています。ちなみに2020年は12万800株、108名の参加に増加しています。

しかし、北陸電力の社長らの意識は変わらず、志賀原発の危険性やコストなどの経営上のリスクに向き合おうとせず、株主への説明もおろそかなまま、ひたすら志賀原発の再稼働に向かって突き進んでいます。

ところで、私はこの株主提案などの事務局を担当していますが、北陸エリアをはじめ各地の沢山の株主の方が、株主提案権参加のために証券会社に出向き、面倒な手続きをして必要書類を整えたうえで、私の方に書類を郵送してくれます。その際に、多くの方が「一日も早く志賀原発を廃炉に」などの手書きのメッセージが添えられています。

今年も株主総会に向けて、株主提案に参加したいという株主の声が続々と届いています。

志賀原発1号機臨界事故、驚きの事故隠ぺい8年間と北陸電力の体質

2007年3月15日、北陸電力は、1999年6月18日に志賀原発1号機で臨界事故を起こし、8年間も隠蔽していた事を公表しました。

志賀原発1号機の制御棒は全部で89本あります。当日はこのうち試験に使う1本を除く88本を、炉心に挿入された状態に固定しようとしていました。作業員6人が操作を始めましたが、残り5本になった段階で、うち3本の制御棒が炉心から抜け落ち、緊急停止警報が鳴り響きました。その周辺の核燃料の核分裂が始まり、臨界状態になってしまいました。その後、手動で3本の制御棒が全挿入されるまでの間、15分間、臨界の状態です核暴走一步手前の危機でした。

その事故後の隠ぺいの経過は、次のとおりです。

臨界事故終息直後 当直長が発電課長に電話連絡。同課長らが所長、所長代理、関連部署担当者に連絡。

3時～4時 所内会議 所長ら十四人が所内事務棟の緊急対策室に集合。発電課長が事故の概要を説明。所長代理ら十人は「臨界では」と考えたが、所長が「臨界というほどのことではない。ノイズ(誤信号)としよう」と決断。

4時43分～5時22分 テレビ会議 所内会議後、本社に連絡をして、先の十四人と本店原子力部・東京支店・石川支店の各緊急対策室を結んだテレビ会議を開く。発電所側が「原子炉緊急停止信号が出たが、これは誤信号。実際には出力は上がっておらず連絡対象ではない」などと説明した。

記録を破棄・ねつ造 発電課長が当直長に会議の結論を伝え、原子炉や制御棒の動きの印字記録を破棄するよう指示。臨界を示す中性子モニターのデータには「点検」と虚偽記載を加えた。

住民や株主より、会社のために緊急対策室がフル稼働

富山本店など全社の緊急対策室を結ぶ会議は、会社ぐるみの隠ぺい工作を如実に示します。動機はやはり「2か月後に予定の志賀2号機着工を何としても最優先」でした。素人

でも「核分裂の開始と持続＝臨界」だとわかります。原発の第一人者の所長以下、わからなかったなどという説明は通りません。恐ろしいのは各緊急対策室が住民の安全ではなく会社のためにフル機能したことです。

また、事故から11日目に開催された北陸電力株主総会でも、一切説明はなく、以後8年間にわたって株主は、まったく何も知らされませんでした。

なお、この臨界事故隠ぺいが発覚後の社内聞き取り調査の中で、志賀原発の冷却水の過取水問題が発覚しました。志賀1号機運転開始の1993年から2006年まで、安全協定違反であると共に、漁業者への裏切り行為を続け、虚偽報告を繰り返していたのです。これらは、北陸電力では法令違反、安全協定違反などが体質化して、本来なら原子炉設置許可が取り消されてしかるべきであったことを示しています。

北陸電力に原発運転の資格なし！

2006年3月24日、金沢地裁で志賀2号機の運転差し止め判決が出されました。

2006年8月3日、3月に運転開始した志賀2号機タービン羽根の大規模損傷が判明。

2007年3月25日、能登半島地震（M6.9）発生。

次々と起こる事態に、「志賀原発で大事故が起きる前に、今止めないと！」という気持ちで、「北陸電力に原発運転の資格なし！全国署名」を2007年7月～12月に取り組みました。石川県民をはじめ全国から51万9574筆もの署名が集まり、志賀町、石川県、内閣総理大臣、経済産業大臣、北陸電力社長宛に提出しました。

北陸電力は臨界事故の再発防止策として、「隠さない企業風土づくり」「安全文化の構築」を掲げましたが、その後も事故は繰り返され、情報非開示など企業活動の透明性が低い状況が続いています。

私の願い

1999年の志賀1号機の臨界事故は、幸運にも大事故には至りませんでした。北陸電力には原発運転の資格も能力もないことが明らかになりました。また、株主総会で株主として志賀原発偏重方針の見直しを繰り返し求めましたが、社長ら取締役は全く改めようとしません。そこで私は、原発から撤退させることが株主としての使命だという思いから、本件訴訟の原告になりました。

私たちの願いは、今も同じ、志賀原発を廃炉に！です。子や孫に能登の安全な自然を残したいという、ささやかな願いを集めてこの裁判があります。

そして、福島原発事故から今年で10年です。多数の住民の「いのち」と「暮らし」「ふるさと」を奪った現実を直視せず、今なお志賀原発再稼働にこだわる北陸電力の取締役の間違いを、司法の場で正していただくことを期待します。

真実を見つめ、公正な判断をされることを、願ってやみません

以上